

被扶養者異動[減]申請書 添付書類一覧

必要添付書類		取得先	注意事項
就職	新たに資格を取得したことがわかるもの *	お手元	新たな健保の加入日を確認しております。 ご用意できない場合は、雇用契約書など就職や社会保険に加入された日がわかる書類をお願いします。
社会保険加入			
雇用保険受給開始	雇用保険受給資格者証の1面とその裏面のコピー	お手元	60歳未満は月額3,612円以上、60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は月額5,000円以上の場合、被扶養者の資格はございません。
契約変更	就業時間や時給の変更 いずれか一方 超過し始めた月とその前の月の給与明細のコピー 雇用契約書のコピー	お手元	年間の収入(給与の総支給額、年金など)が、60歳未満は130万円以上、60歳以上または障害年金を受給されている方は180万円以上の場合、被扶養者の資格はございません。 ※新しく事業を始めた:開業届(開業日=除外日を確認しております。) ※不動産を遺産相続し毎月家賃収入がある:家賃が入り始めた月がわかる書類など
収入限度額超過	就業開始時から超過 給与収入者でない	雇用契約書のコピー 事業所社会保険担当へお問合せ下さい。 ※	
結婚	婚姻及び離婚の日を公的に証明する書類のコピー		市区町村 公的に証明された日付を確認しております。
離婚	例:婚姻受理証明書のコピー、離婚受理証明書のコピー		
扶養者の交代	離婚に伴う扶養交代で 被扶養者が18歳未満	子の親権者、親権異動日を公的に証明する書類のコピー 例:離婚受理証明のコピーまたは戸籍謄本のコピー	市区町村
	離婚に伴う扶養交代で 被扶養者が18歳以上	扶養しなくなった日がわかるもの 例:被保険者と一緒に住んでいないことがわかる書類 新たに資格を取得したことがわかるもの *	
	収入逆転に伴う扶養交代	新たに資格を取得したことがわかるもの *	お手元
	その他	事業所社会保険担当へお問合せ下さい。	
その他	事業所社会保険担当へお問合せ下さい。		

*新たに資格を取得したことがわかるものとは(・資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナポータル画面など) また、R6.12.1以前に資格を取得し保険証が手元にある方は保険証のコピー
※状況に応じ、上記以外の書類の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。